

さいたま市 融資制度のご案内

市内の中小企業者及び市内で事業を始めようとする方に、事業に必要な資金を低利かつ円滑に調達していただくため、市が金融機関と連携して支援する制度です。なお、本制度の申込みに関しては、用紙代・紹介料等は一切不要です。
※本制度はさいたま市が融資を行うものではなく、金融機関から低利かつ原則無担保で融資を受けることができる制度です。

お申込みいただける方

原則として、次の要件を全て満たしている方がお申込みいただけます。※各資金にも対象要件があります。

①市内に事務所・店舗又は工場を有し、事業を営んでいる又は営む予定の中小企業者（会社、個人、NPO法人等）

※法人にあつては市内に**本店の登記**、個人にあつては市の住民基本台帳の記録の届け出をしていること

②市税を滞納していない方

③許認可等を必要とする業種については、原則としてその許認可等を取得している方

④埼玉県信用保証協会の保証が得られる方

⑤手形交換所の取引停止処分を現に受けていない方

⑥反社会的勢力（暴力団員等）でない方

●「中小企業者」とは、次の(1)資本金又は(2)従業員数のいずれかを満たす法人又は個人事業主を指します（中小企業信用保険法による）。 ※NPO法人には資本金による規模要件はありません。

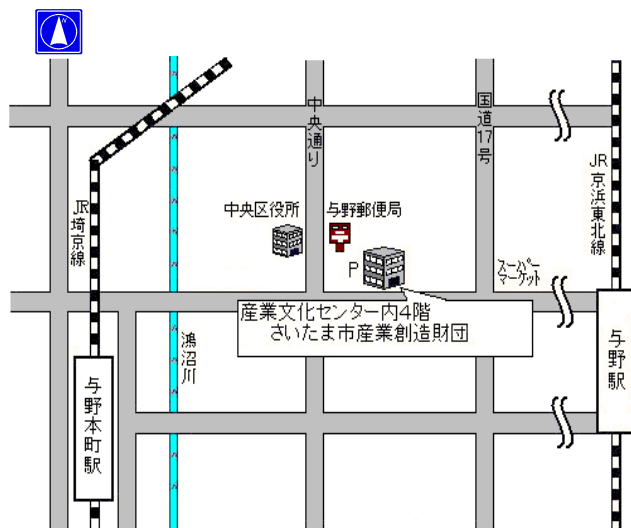
	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療業	
					法人	個人
(1) 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下		—	
(2) 従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下	100人以下

さいたま市融資制度の受付・相談窓口

(公財)さいたま市産業創造財団 企業支援課（金融担当）

◎融資のご相談・お申込みについては事前にお電話くださいますようお願いいたします。

（ご相談・お申込みの内容により、専門相談員の準備をいたします。）



〒338-0002

さいたま市中央区下落合5丁目4番3号

さいたま市産業文化センター4階

TEL 048-851-6391

FAX 048-851-6392

【埼京線】

与野本町駅より徒歩約7分

【京浜東北線】

与野駅より徒歩約15分

※駐車場は地下駐車場をご利用ください。

さいたま市中小企業融資制度 一覧表

- ※1 各制度とも埼玉県信用保証協会の保証を付し、埼玉県信用保証協会の定めによる保証料がかかります。
- ※2 借換対応は、借換の対象となる借入金を有する特定金融機関に限ります。
- ※3 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用し、経営者保証を提供しない場合は、保証料率が 0.25～0.45%上乗せとなります。
- ※4 生産性向上に資する設備投資を目的に設備資金を利用される場合、先端設備等導入計画の認定を受けることで、固定資産税の特例措置等の支援策を受けられます。
- 詳しくは、市産業展開推進課までお問い合わせください。(TEL:048-829-1371 FAX:048-829-1944)

中小企業中口資金融資

対象者	中小企業者(個人事業主及びNPO法人含む)	融資利率	1.30%
融資限度額	8,000万円	保証料率	0.45%～1.59%以内
資金用途	運転資金／設備資金	担保	必要に応じて徴する
返済期間	運転資金:10年以内 設備資金:12年以内	連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない
据置期間	1年以内	借換対象資金	過去に実施した本市制度融資
償還方法	元金均等月賦償還 ※1年以内の短期資金であれば一括返済可		

中小企業小口資金融資

対象者	以下の <u>全て</u> に該当する方 ※NPO法人、組合の方を除く		融資利率	0.60%
	業種	従業員	保証料率	0.80%以内
	卸売業・小売業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)	5人以下	担保	不要
	上記以外の業種	20人以下	連帯保証人	不要
	(1) 市民税の所得割(法人の場合は法人税割)等が課税されていること			借換対象資金
	(2) 埼玉県信用保証協会の保証付借入残高(特別小口保険を除く)がないこと			(中小企業特別小口資金融資を含む)
	(3) 申込みの日以前1年以上引き続き埼玉県内に事業所を有し、同一の事業を営んでいること			
融資限度額	2,000万円			
資金用途	運転資金／設備資金			
返済期間	運転資金:10年以内 設備資金:12年以内			
据置期間	1年以内			
償還方法	元金均等月賦償還			

中小企業セーフティネット資金融資

対象者	中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第1号から第6号の規定に基づく市町村長等の認定を受けている方	融資利率	1.10%
融資限度額	8,000万円	保証料率	①セーフティネット保証第1号～第4号、第6号の認定を受けている場合 0.77%以内 ②セーフティネット保証第5号の認定を受けている場合 0.65%以内
資金用途	運転資金／設備資金	担保	必要に応じて徴する
返済期間	運転資金／設備資金:7年以内	連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない
据置期間	1年以内	借換対象資金	—
償還方法	元金均等月賦償還		

創業支援資金融資

対象者	以下のいずれかに該当する方 ※NPO法人、組合の方を除く (1) これから事業を始めようとする方 (2) 事業をしながら分社化等を行おうとする方 (3) 事業を始めて間もない方 (4) 法人成りした者であって、法人成り前に 行っていた事業の創業後5年未満の者	融資利率	0.60%
融資限度額	3,500万円	保証料率	0.80%以内 ※スタートアップ創出促進保証制度(国の全 国統一制度)を活用して実施する場合は 1.0%以内
資金使途	運転資金/設備資金	担保	不要
返済期間	運転資金/設備資金:10年以内	連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人 は徴求しない ※スタートアップ創出促進保証制度を利用す る場合は不要
据置期間	1年以内	借換対象 資金	創業支援資金融資
償還方法	元金均等月賦償還		

SDGs企業支援資金融資

対象者	「さいたま市SDGs企業認証制度」で「SDGs 企業認証」を付与された方	融資利率	0.60%
融資限度額	8,000万円	保証料率	0.45%~1.59%以内
資金使途	運転資金/設備資金	担保	必要に応じて徴する
返済期間	運転資金/設備資金:10年以内	連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人 は徴求しない
据置期間	1年以内	借換対象 資金	①緊急特別資金融資 ②中小企業中口資金融資 (中小企業特別中口資金融資を含む)
償還方法	元金均等月賦償還		

伴走支援型特別資金融資 ※国の全国統一制度である「伴走支援型特別保証制度」を活用して実施 ※取扱期間は、令和6年6月30日までとなります。

対象者	策定した経営行動計画が金融機関に確認されており、以下のいずれかに該当する方 (1) セーフティネット保証4号の認定を受けていること (2) セーフティネット保証5号の認定を受けていること (3) 次のいずれかに該当すること ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方 イ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 ウ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 エ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方 オ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方 カ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方 キ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方	融資利率	0.90%
融資限度額	1億円	保証料率	0.20%~1.15%以内
資金使途	運転資金/設備資金	担保	必要に応じて徴する
返済期間	運転資金/設備資金:10年以内	連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人 は徴求しない
据置期間	5年以内	借換対象 資金	過去に実施した本市制度融資
償還方法	元金均等月賦償還 ※1年以内の短期資金であれば一括返済可		

記載内容は令和6年4月1日時点のものであり、今後、利率等内容が変更される場合があります。

最新の内容は市ホームページでご確認ください。

(さいたま市中小企業融資制度のご案内 <https://www.city.saitama.jp/005/002/010/001/p056580.html>)



申込みに必要な書類（該当するものを各1部提出してください）

令和6年4月1日現在

- ・背景網掛けの書類は原本を提出してください。他はコピーでの提出可。（提出資料について、返却をお断りする場合がありますのでご注意ください）
 - ・公的機関が発行する書類は、直近のもので、発行してから3か月以内のものがが必要です。
 - ・番号1、2、8、10、15、29、33、34、35はさいたま市ホームページから様式・ひな形をダウンロードできます。
 - ・申込みに必要な書類には、埼玉県信用保証協会及び「市融資制度取扱金融機関（※）」において必要とされる書類を含みます。
 - ・必要に応じて追加で関係する書類を提出をしていただくことがあります。
 - ・法人で小口資金を申し込む場合、法人市民税納税証明書の発行窓口で、必ず「法人税割額」の明記を申し出てください。
 - ・感染拡大防止及び混雑緩和のため、窓口での受付を希望される場合には、表紙に記載のある受付・相談窓口まで事前にご連絡ください。
 - ・郵送での申請書類の提出も受け付けておりますので、ご活用ください。
- ※市融資制度取扱金融機関については、6ページをご確認ください。

	申込者		番号	必要書類（原則1部）
	個人	法人		
共通提出書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1	さいたま市制度融資申込書【様式第1号】
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2	中小企業制度融資に係る同意書及び誓約書【様式第2号】 （代表者が複数の場合、代表者毎の提出が必要）
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	3	住民票（申込者のみ記載のもので、本籍が入っていないもの）の写し
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	4	市民税・県民税納税証明書（直近納付期限以降のもの）の写し
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	5	直近の確定申告書（税務署受付判のあるもの）の写し（電子申告の場合はメール詳細を添付）
	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	6	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し （登記情報提供サービスにより出力した写しによる提出も可）
	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	7	法人市民税納税証明書（直近納付期限以降のもの）の写し （中小企業小口資金を利用する場合は、法人税割額が明記されているもの）
金融機関が代理申請する場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	8	委任状及び受任者（担当者）の名刺
郵送申請する場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	9	返信用封筒（宛先の記載がされた、A4書類が入るもの）※切手不要
保証協会の利用が初めての場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	10	経歴書（代表者が複数の場合、代表者毎の提出が必要）の写し
	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	11	閉鎖謄本（複数存在する場合は全て）の写し
担保提供をする場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	12	担保物件の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）の写し （登記情報提供サービスにより出力した写しによる提出も可） ※中小企業小口資金及び創業支援資金は担保不要
申込者又は連帯保証人が外国人の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	13	在留カード、特別永住者証明書（両面）又は「在留資格」、「在留期間」及び「在留期間満了日」が記載された住民票の写し
許認可を必要とする業種の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	14	許認可証等の写し
建設業で許認可が不要な場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	15	受注工事明細書の写し
NPO法人の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	16	特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の書類の写し ①事業報告書（地方自治体の受領印のあるもの） ②計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ③年間役員名簿 ④10人以上の社員の氏名及び住所を記載した書面
収益事業を営む場合	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	17	確定申告書別表（直近2期分）の写し
市民税の減免を受けている場合	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	18	法人市民税均等割減決定通知書又は滞納処分を受けたことがない旨の納税証明書の写し
設備資金の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	19	見積書（発行元の社判、有効期限及び宛名（申込者と同名）の記載があるもの）の写し
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	20	カタログ、パンフレット又は図面の写し
新築又は増改築の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	21	建築確認済証の写し
自己所有不動産への設備資金の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	22	固定資産税納税通知書又は不動産登記簿謄本等自己所有を確認できる書類の写し
賃借不動産への設備資金の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	23	賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	24	貸主の承諾書の写し（賃貸借契約書に貸主の承諾は不要である旨の記載がある場合は不要）
中小企業小口資金申込みの場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	25	中間（予定）申告が必要な事業者で中間納税納付期限が到来済みの場合、その領収書の写し
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	26	市民税・県民税納税証明書（番号4の前年度分）の写し
	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	27	所得・課税（非課税）証明書（所得割が課税されているもので直近2ヶ年度分）の写し
セーフティネット資金申込みの場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	28	セーフティネット保証認定書の写し（有効期間内のもの）
創業支援資金申込みの場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	29	創業支援資金計画書【様式第3号】（確定申告書又は決算書がある場合は不要）
	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	30	定款の写し
個人事業主として開業している場合	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	31	個人事業の開業届の写し
法人成りしている場合	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	32	個人事業の開業届及び廃業届の写し
経営者保証の設定を希望しない場合	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	33	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用） ※番号29の提出は不要
伴走支援型特別資金申込みの場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	34	売上高等の減少が確認できる以下のいずれかの書類の写し ・セーフティネット保証4号の認定書（有効期間内のもの） ・セーフティネット保証5号の認定書（有効期間内のもの） ・売上高減少要件確認書 ・売上高総利益率減少要件確認書 ・売上高営業利益率減少要件確認書
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	35	経営行動計画書の写し

主 な 制 度 改 正

「事業者選択型経営者保証非提供制度」の取扱い開始（令和6年3月15日～）

- 信用保証料の上乗せ（0.25～0.45%）により経営者保証の非提供を事業者が選択できる信用保証制度が創設されました。これにより、中小企業小口資金融資及び創業支援資金融資（スタートアップ創出促進保証を利用する場合）を除く本市制度融資メニューで、一定要件のもとで事業者が経営者保証の提供を選択できるようになります。
詳細は、埼玉県信用保証協会又は市融資制度取扱金融機関へお問合せ下さい。

埼 玉 県 信 用 保 証 協 会 と は

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる場合に、その債務を保証することにより融資の円滑化を図り、企業の発展に協力することを目的とし、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

- 埼玉県信用保証協会の保証を受けるには、保証協会の審査を受け、所定の信用保証料を支払う必要があります。保証料率は資金ごとに設定されています。
- 信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることで、継続的な事業の把握や経営支援、再生支援といった適切な中小企業支援を行っています。（「責任共有制度」）

【責任共有制度対象外となるもの】

- 中小企業小口資金融資
- 中小企業セーフティネット資金融資（1～4、6号）
- 創業支援資金融資
- 伴走支援型特別資金融資（4号認定取得による新規貸付又は責任共有制度対象外の既往借入金を同額以下で借換える場合に限る）

【問い合わせ先】 埼玉県信用保証協会

〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
TEL 048-647-4722（保証二課）

市融資制度取扱金融機関一覧

令和6年4月1日現在

下記金融機関のさいたま市内本支店等で取り扱っています。

※取り扱う金融機関に変更が生じる場合があります。

※一部取り扱えない市内支店等があります。また、一部の市外支店においてご利用いただける場合があります。

詳しくは、金融機関の本支店等又は（公財）さいたま市産業創造財団までお問い合わせください。

（五十音順）

青木信用金庫	足利銀行	川口信用金庫	きらやか銀行	群馬銀行
埼玉縣信用金庫	埼玉りそな銀行	商工組合中央金庫	城北信用金庫	常陽銀行
巢鴨信用金庫	大光銀行	第四北越銀行	大東銀行	東京信用金庫
東和銀行	栃木銀行	八十二銀行	飯能信用金庫	東日本銀行
福島銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行	武蔵野銀行
山形銀行				

企業体質の改善強化

融資制度のほか、様々な支援事業を行っていますのでご相談ください。

《主な支援内容》

- 中小企業・創業支援窓口相談
- 専門家相談（中小企業診断士等の専門家による創業等の相談）
- 専門家派遣（中小企業者等が抱える様々な経営課題に対して専門的な知識・能力を有する専門家を派遣し適切な診断・助言を実施）
- 「セーフティネット保証制度」の認定に係る相談及び申請受付

セーフティネット保証制度とは

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の保証限度額の別枠化を行う制度です。

【セーフティネット保証】

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1号:連鎖倒産防止 | 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 |
| 3号:突発的災害(事故等) | 4号:突発的災害(自然災害等) |
| 5号:業況の悪化している業種(全国的) | 6号:取引金融機関の破綻 |
| 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 | |
| 8号:金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 | |

【危機関連保証】

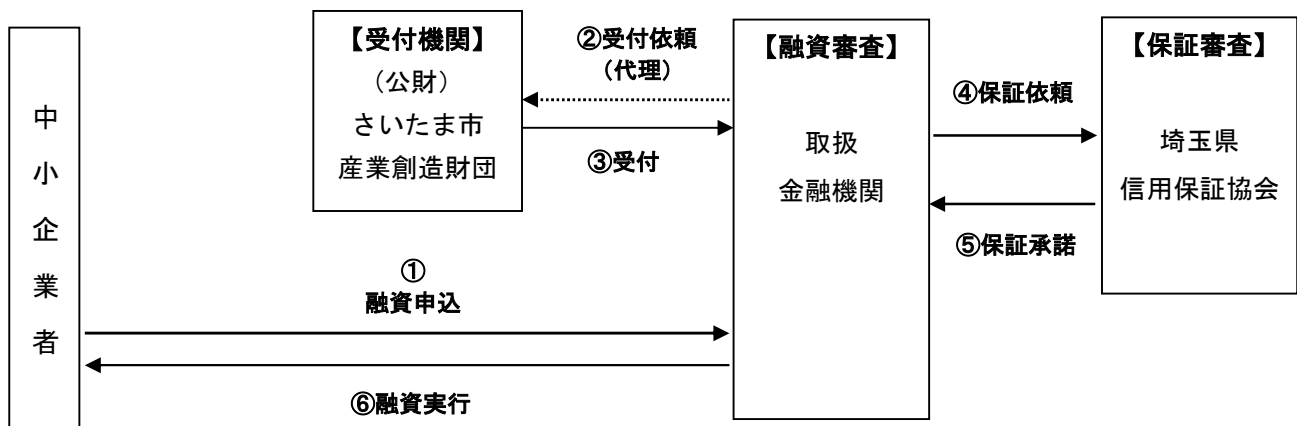
大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応

【問い合わせ先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 TEL 048-851-6391 FAX 048-851-6392

【発行】さいたま市 経済局 商工観光部 経済政策課
〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1362 FAX 048-829-1944

一般的な申込手続きの流れ



※申込手続きは、取扱金融機関へ融資を申込み、借入額等を決めてから金融機関が代理で受付依頼をします。

※創業支援資金は原則、現地確認を実施します。

※申込手続きの詳細については、表紙に記載のある受付・相談窓口まで事前にご連絡ください。

融資制度の注意事項

- 受付後、取扱金融機関の融資審査及び埼玉県信用保証協会の保証審査により融資内容の変更（取消しを含む）が生じる場合があります。
- 借入金の返済（一部制度を除く）、納税、売買目的の不動産購入資金、乗用車購入資金、土地及び県外（創業支援資金については市外）への設備の購入資金、支払済又は設置済の設備購入資金等、経営上必要な事業資金以外の資金は融資の対象外となります。
- 融資実行後、資金の目的外使用、不実の申請又はその他の不正行為等が認められた場合は、その資金の全額又は残額を返済いただきます。

融資の対象とならない主な業種

- 農林漁業
- 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
- サービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教等）
- その他信用保証対象外業種